

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成18年4月6日(2006.4.6)

【公開番号】特開2003-279044(P2003-279044A)

【公開日】平成15年10月2日(2003.10.2)

【出願番号】特願2003-50273(P2003-50273)

【国際特許分類】

F 23 R 3/42 (2006.01)

F 23 R 3/52 (2006.01)

【F I】

F 23 R 3/42 E

F 23 R 3/52

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月22日(2006.2.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】ガスタービンエンジンの燃焼器(10)に用いるカウル(22、26)であって、該カウル(22、26)内に形成された環状の波形部(40)を含むことを特徴とするカウル。

【請求項2】本体が、金属薄板で作られていることを特徴とする、請求項1に記載のカウル(22、26)。

【請求項3】前記カウル(22、26)は、外側カウル(22)であることを特徴とする、請求項1に記載のカウル(22、26)。

【請求項4】該カウル(22、26)は、内側カウル(26)であることを特徴とする、請求項1に記載のカウル(22、26)。

【請求項5】ガスタービンエンジンの燃焼器(10)であって、ライナ(14、16)を有しあつ燃焼室(12)を形成する中空の本体(11)と、前記ライナ(14、16)に接合されかつ環状の波形部(40)を有する外側カウル(22)と、前記ライナ(14、16)に接合された内側カウル(26)と、を含むことを特徴とする燃焼器(10)。

【請求項6】前記内側カウルは、内側の環状の波形部(40)を有することを特徴とする、請求項5に記載の燃焼器(10)。

【請求項7】本体が、金属薄板で作られていることを特徴とする、請求項5に記載の燃焼器(10)。